

# 2020年度川口市立芝東中学校部活動に係る活動方針

☆ 2018年3月にはスポーツ庁における運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示され、同年7月には埼玉県の一部活動の在り方に関する方針等が示されました。

上記に基づき「川口市部活動方針」が策定され、各校で「学校の部活動に係る活動方針」の策定と公表が義務付けられました。そこで、市内26中学校は「川口市部活動方針」における「3つのポイント」を共通理解し、毎年度各校の実態に即した部活動に係る活動方針を策定することになりました。

## 部活動の教育的意義

生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場となる。

## 部活動の目的

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図る。
- 計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

## 本校の部活動

### ○運動部

野球 サッカー 陸上 ソフトテニス バスケットボール バドミントン 剣道 水泳 柔道  
卓球 女子バレーボール

### ○文化部

吹奏楽 演劇 美術 科学

## 対象

○本校部活動に加入している全生徒

※活動への加入対象生徒は、部活動の教育的意義を鑑み、原則として生徒全員とする。

※クラブチーム等外部機関で活動している生徒については、その活動が部活動と同一の目的を果たしていると見なし、活動日より学校内の部活動が免除される場合がある。

## ◇活動方針の3つのポイント◇

### (1) 活動時間の設定

○1日の活動時間は、平日は2時間程度、土日祝・長期休業日は3時間程度とする。

- ・活動準備、片付け、移動に要した時間については、活動時間に含まない。
- ・平日に朝練習を実施する場合は活動時間に含み、平日の活動時間を超えず終了時間を20分早める。

#### 平日の活動可能時間

(1) 朝練習については、公式大会やコンクールの2週間前に限り、実施可能。7:40~8:00(20分)

(2) 放課後 [6時間授業・火~金] [5時間授業・月] [短縮授業]

① 4/1~新人戦終了 16:15~18:15(120分) 15:15~17:15(120分) 15:45~17:45(120分)

② 新人戦終了~2月末 16:15~17:15(60分) 15:15~17:15(120分) 15:45~17:15(90分)

③ 3月 16:15~17:45(90分) 15:15~17:15(120分) 15:45~17:45(120分)

## (2) 休養日の設定

- 学期中は、原則として週2日以上**の休養日**を設ける。(平日1日以上かつ土日いずれか1日以上)
- 諸会議や事業委員会等の場合は、一斉休養日とし、それ以外は、各部活動で休養日を設定する。
- 定期考査1週間前及び定期考査期間中(最終日も含む)の部活動は禁止とする。
- 土日に大会・コンクール等への参加を校長に許可され活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

## (3) 休養期間(オフシーズン)の設定

- 長期休業日は、学期中の休養日の設定に準じるとともに、**学校閉庁日 8/12~16 及び年末年始 12/29~1/3 は休養期間(オフシーズン)**とする。  
※但し、全国大会出場及びコンクール等で休養期間での活動がやむを得ないと判断した場合は、顧問が校長にオフシーズン活動許可を申し出、校長が活動内容を確認した上で、参加の有無を認可する。休養期間に活動した日数は、休養日として他の日に振り替える。(長期休業中が望ましい)

## 指導体制の整備について

- 各顧問が年間、月間の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 作成した各種計画については、顧問を通し生徒及び保護者に公表する。
- 校長及び教頭は、適宜部活動の視察を実施し、必要に応じて顧問と面談を実施する。
- 必要な場合には外部指導者も活用し、専門的な立場からの指導の場を生徒に提供する。

## 具体的な活動の進め方について

- 年間活動計画書・月間部活動実施計画書及び実施報告書により、部活動に係る活動方針に則った適切な部活動運営を目指す。
- 安全指導を徹底する。
  - ・施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
  - ・教職員全員が参加する心肺蘇生法やAED使用の研修を実施する。
  - ・**熱中症事故防止**を徹底する。(生徒の活動における熱中症対策を適時公表する)
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 部活動顧問会を設置し、定期的(4月・9月・1月)に情報交換を行う。
- 生徒間のいじめやトラブル等の防止のため、顧問教諭、担任、養護教諭等の連携を図る。
- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や校外で実施される研修会・実技講習会等への積極的な参加を推進する。
- 部活動費用(部費など)を徴収する際は、校長の指導の下、保護者の理解を得るとともに、会計報告を行うなど適正な会計処理を実施する。

【2020. 4. 1~2021. 3. 31適用】